

# 鳴門教育大学附属幼稚園園則

平成16年 4月 1日

校則第 4 号

改正 平成17年3月14日校則第4号

平成18年3月 9日校則第4号

平成20年3月17日校則第1号

平成21年2月24日校則第1号

平成23年3月30日校則第1号

平成23年9月15日校則第2号

平成25年3月11日校則第1号

令和 3 年3月 5日校則第1号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 鳴門教育大学附属幼稚園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における幼児の保育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする。

2 本園は、前項に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努める。

### (幼児定員及び学級数)

第2条 本園の幼児定員及び学級数は、次のとおりとする。

区 分	入 園 定 員	収 容 定 員	学 級 数
3 歳 児	26人	26人	1学級
4 歳 児	26人	52人	2学級
5 歳 児		52人	2学級

### (職員)

第3条 本園の職員の種類は、園長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

### (園長等の職務)

第4条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

3 教頭は、園長に事故があるときは、その園務を代理する。

## 第2章 園務分掌、職員会議及び学校評議員

### (園務分掌)

第5条 本園は、調和のとれた学校運営を行うため、必要に応じ、園務を分担する主任等

を置くことができる。

- 2 前項に規定する主任等は、園長が文書をもって命ずる。園長が主任等を命じ、又は免じたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(職員会議)

第6条 園長の職務の円滑な執行に資することを目的に職員会議を置く。

- 2 前項の職員会議について必要な事項は、別に定める。

第3章 学校評価及び教育活動等の状況の提供

(自己評価)

第7条 本園は、本園における教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、本園の実情に応じ適切な項目を設定して行う。

(学校関係者評価)

第8条 本園は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた本園の幼児の保護者その他本園の関係者(本園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努める。

- 2 前項の学校関係者評価について必要な事項は、別に定める。

(評価結果の報告)

第9条 園長は、第7条第1項の規定による評価及び前条により評価を行った場合はその結果を、学長に報告しなければならない。

(教育活動等の状況の提供)

第10条 本園は、本園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から10月第2月曜日まで

後期 10月第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 本学の創立記念日 10月1日
- (4) 春期休業 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏期休業 7月21日から8月29日まで
- (6) 秋期休業 10月第2月曜日の翌日からその週の金曜日まで
- (7) 冬期休業 12月23日から翌年1月7日まで
- (8) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

- 2 園長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休

業日を定めることができる。

## 第5章 保育期間

(保育期間)

第14条 保育期間は、次のとおりとする。

- (1) 3歳に達したことをもって入園資格とするもの 3年
- (2) 4歳に達したことをもって入園資格とするもの 2年

## 第6章 入園、編入園及び転入園

(入園の時期)

第15条 入園の時期は、学年の始めとする。ただし、第20条の規定により編入園又は転入園する者については、この限りではない。

(入園資格)

第16条 本園に入園することができる者は、3歳に達した者又は4歳に達した者で、保護者と同居し、そこを生活の本拠とするものとする。

(入園の出願)

第17条 本園に入園を志願する者は、入園願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入園者の選考)

第18条 前条の入園志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入園手続及び入園許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類に入園料を添えて提出しなければならない。

- 2 園長は、前項の入園手続を完了した者に入園を許可する。

(編入園、転入園)

第20条 本園に編入園又は転入園を志願する者があるときは、園長は、幼児定員の欠員状況等により、編入園又は転入園を許可することがある。

- 2 第16条から前条までの規定は、編入園及び転入園の場合に準用する。

## 第7章 教育課程及び保育時数

(教育課程等)

第21条 教育課程及び保育時数は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及びその他の法令並びにこれらに基づく幼稚園教育要領に基づき、別に定める。

## 第8章 修了

(修了)

第22条 教育課程の修了は、園長が認定する。

- 2 園長は、前項の規定による修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

## 第9章 休園、復園、出席停止、転園及び退園

(休園)

第23条 疾病その他特別の事由により、引き続き2か月以上通園することができない者は、園長の許可を得て休園することができる。

- 2 園長は、疾病その他特別の事由により通園することが適当でない認められる者に対し、休園を命ずることができる。

(復園)

第24条 休園期間中に、その事由が消滅したときは、園長の許可を得て、復園することができる。

(出席停止)

第25条 園長は、伝染病予防のため、その園児の出席停止を命ずることができる。

(転園)

第26条 転園しようとする者は、園長の許可を受けなければならない。

(退園)

第27条 退園しようとする者は、園長の許可を受けなければならない。

第10章 表彰

(表彰)

第28条 幼児として表彰に値する行為があった者は、園長が表彰する。

第11章 検定料、入園料及び保育料

(検定料等の額及び徴収方法)

第29条 検定料、入園料及び保育料の額並びにその徴収方法等は、別に定める。

(休園の場合の保育料)

第30条 休園を許可され、又は命ぜられた者については、月割計算により休園した日の属する月の翌月（休園を開始した日が月の初日に当たるときは、その月）から復園した日の属する月の前月までの保育料を免除するものとする。ただし、休園する日が保育料の納期限経過後である場合は、免除しない。

(保育料の免除等)

第31条 経済的理由によって納付が困難であると認められる者又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、保育料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 保育料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第32条 納付した検定料、入園料及び保育料は、返付しない。ただし、入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合は、納付した者の申出により当該保育料相当額を返付する。

附 則

1 この園則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この園則の施行日の前日において、旧鳴門教育大学学校教育学部附属幼稚園に在園する者は、この園則施行の日において、他の幼稚園へ転校する者を除き、本園に在園するものとし、本園の幼児となる。

附 則

この園則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この園則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本園の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成24年度から平成25年度までは次の表のとおりとする。

区 分	平成24年度	平成25年度
3 歳 児	26人	26人
4 歳 児	46人	52人
5 歳 児	70人	46人

附 則

この園則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この園則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 鳴門教育大学附属学校評議員規程（平成16年規程第83号）は、施行日をもって廃止する。